

給実甲第1288号

令和3年7月16日

人事院事務総長

給実甲第1064号の一部改正について（通知）

給実甲第1064号（一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について）の一部を下記のとおり改正したので、令和3年7月16日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1・2 （略）	1・2 （略）
3 任期が相当長期にわたる非常勤職員に対しては、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給するよう努める <u>こと。この場合において、職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する</u>	3 任期が相当長期にわたる非常勤職員に対しては、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給するよう努める <u>こと。</u>

<p><u>当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給すること。</u></p>	<p>4 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------	--------------

以 上